

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年4月17日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「鷺沼四丁目マンション計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京急行電鉄株式会社 東京都渋谷区南平台町5番6号 取締役社長 越村 敏昭
	指定開発行為の名称	鷺沼四丁目マンション計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区鷺沼四丁目11番1外 （区域面積：約26,707㎡）
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約60,013㎡、計画人口：約1,505人、計画戸数：約481戸 建物高さ：約14.99m（2棟）・約19.99m（1棟）
	指定開発行為の施行期間	平成21年6月（着工予定）～平成24年3月（完了予定）
	環境影響評価の手続経過	平成20年 2月15日：条例環境影響評価準備書公告 平成20年 7月10日：条例見解書公告 平成21年 2月 6日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成21年4月17日（金）から 平成21年5月18日（月）まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。）
	縦覧場所	川崎市：宮前区役所、向丘出張所及び本庁（環境局環境評価室） （午前8時30分から午後5時00分まで） 横浜市：青葉区役所及び環境創造局環境影響評価課 （午前8時45分から午後5時15分まで）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm